

20 契 第 1495 号  
平成 20 年 9 月 12 日

入札参加資格登録業者各位

会津若松市長 菅家 一郎  
(公印省略)

最低制限価格の算定方法の一部変更について(通知)

このことについて、下記のとおり本市が適用する最低制限価格の算定方法を一部変更いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更内容

最低制限価格を適用する委託業務(印刷業務を含む。)の入札において、予定価格の10分の6(千円未満切り捨て。)を下回る入札があり、最低制限価格を算定することとなった場合におけるその算定方法を次のとおり改めます。

最低制限価格の算定方法	
変更後	変更前
<p>入札額(税込)の低い方から5社(入札参加者が5社未満の場合は全社)( )の平均に0.9を乗じた額(千円未満切り捨て)を最低制限価格とします。</p> <p>ただし、最低制限価格の上限は予定価格の10分の6(千円未満切り捨て)とします。</p> <p>「入札額(税込)の低い方から5社(入札参加者が5社未満の場合は全社)」について次の者を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・開札前に入札参加資格要件のうち業者登録要件、業種登録要件及び地域要件を満たさないため入札無効となることが判明した者</li><li>・入札書郵便、入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となった者</li><li>・<b>入札額が予定価格を超過した者</b></li></ul>	<p>入札額(税込)の低い方から5社(入札参加者が5社未満の場合は全社)( )の平均に0.9を乗じた額(千円未満切り捨て)を最低制限価格とします。</p> <p>ただし、最低制限価格の上限は予定価格の10分の6(千円未満切り捨て)とします。</p> <p>「入札額(税込)の低い方から5社(入札参加者が5社未満の場合は全社)」について次の者を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・開札前に入札参加資格要件のうち業者登録要件、業種登録要件及び地域要件を満たさないため入札無効となることが判明した者</li><li>・入札書郵便、入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となった者</li></ul>

2 適用時期

平成 20 年 9 月 12 日以後の新たな入札公告及び指名通知から適用

なお、予定価格については事前公表しておりますので、予定価格を超過する場合には、入札を辞退してください。

事務担当 契約検査課入札契約グループ 電話 3 9 - 1 2 1 7